E_{SL}	第五条第一項の照明設備の基準一次エネルギー消費量（単位　一年につきメガジュール）
E_{SW}	第五条第一項の給湯設備の基準一次エネルギー消費量（単位　一年につきメガジュール）
E_M	第五条第一項のその他一次エネルギー消費量（単位　一年につきメガジュール）

二　前条第一項第三号の請負型一戸建て規格住宅　次の式により算出した数値

$E_{ST}=\{(E_{SH}+E_{SC}+E_{SV}+E_{SL}+E_{SW})\times0.75+E_M\}\times10^{-3}$

2　前条第二項第一号の特定共同住宅等建設工事業者基準一次エネルギー消費量は、次の各号に掲げる共同住宅等の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一　第四条第三項に規定する住宅部分の設計一次エネルギー消費量を同項第一号の数値とした共同住宅等　単位住戸の特定共同住宅等建設工事業者基準一次エネルギー消費量の合計と共用部分の特定共同住宅等建設工事業者基準一次エネルギー消費量とを合計した数値

二　第四条第三項に規定する住宅部分の設計一次エネルギー消費量を同項第二号の数値とした共同住宅等　単位住戸の特定共同住宅等建設工事業者基準一次エネルギー消費量を合計した数値

3　前条第二項第三号の特定共同住宅等建設工事業者基準一次エネルギー消費量は、次の各号に掲げる共同住宅等の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一　第十三条第三項に規定する住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量を同項第一号の数値とした共同住宅等　単位住戸の特定共同住宅等建設工事業者基準一次エネルギー消費量の合計と共用部分の特定共同住宅等建設工事業者基準一次エネルギー消費量とを合計した数値

二　第十三条第三項に規定する住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量を同項第二号の数値とした共同住宅等　単位住戸の特定共同住宅等建設工事業者基準一次エネルギー消費量を合計した数値

4　第二項第一号及び第二号並びに前項第一号及び第二号の単位住戸の特定共同住宅等建設工事業者基準一次エネルギー消費量は、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一　前条第二項第一号の請負型規格共同住宅等　次の式により算出した数値

$E_{ST}=\{(E_{SH}+E_{SC}+E_{SV}+E_{SL}+E_{SW})\times0.9+E_M\}\times10^{-3}$

二　前条第二項第三号の請負型規格共同住宅等　次の式により算出した数値

$E_{ST}=\{(E_{SH}+E_{SC}+E_{SV}+E_{SL}+E_{SW})\times0.8+E_M\}\times10^{-3}$

5　第三条第一項及び第二項の規定は、第二項第一号の共用部分の特定共同住宅等建設工事業者基準一次エネルギー消費量について準用する。この場合において、同条第一項中「$E_{ST}=\{(E_{SAC}+E_{SV}+E_{SL}+E_{SW}+E_{SEV})\times B+E_M\}\times10^{-3}$」とあるのは「$E_{ST}=\{(E_{SAC}+E_{SV}+E_{SL}+E_{SW}+E_{SEV})\times0.9+E_M\}\times10^{-3}$」とする。

6　第十二条の規定は、第三項第一号の共用部分の特定共同住宅等建設工事業者基準一次エネルギー消費量について準用する。この場合において、同条中「$E_{ST}=\{(E_{SAC}+E_{SV}+E_{SL}+E_{SW}+E_{SEV})\times B+E_M\}\times10^{-3}$」とあるのは「$E_{ST}=\{(E_{SAC}+E_{SV}+E_{SL}+E_{SW}+E_{SEV})\times0.8+E_M\}\times10^{-3}$」とする。

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

E_{SL}	第五条第一項の照明設備の基準一次エネルギー消費量（単位　一年につきメガジュール）
E_{SW}	第五条第一項の給湯設備の基準一次エネルギー消費量（単位　一年につきメガジュール）
E_M	第五条第一項のその他一次エネルギー消費量（単位　一年につきメガジュール）

二　特定一戸建て住宅建設工事業者が経済産業大臣及び国土交通大臣が定める年度以降に新たに建設する請負型一戸建て規格住宅　次の式により算出した数値

$E_{ST}=\{(E_{SH}+E_{SC}+E_{SV}+E_{SL}+E_{SW})\times0.75+E_M\}\times10^{-3}$

2　前条第二項第二号の特定共同住宅等建設工事業者基準一次エネルギー消費量は、次の各号に掲げる共同住宅等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一　住宅部分の設計一次エネルギー消費量を第四条第三項第一号の数値とした共同住宅等　単位住戸の特定共同住宅等建設工事業者基準一次エネルギー消費量の合計と共用部分の特定共同住宅等建設工事業者基準一次エネルギー消費量とを合計した数値

二　住宅部分の設計一次エネルギー消費量を第四条第三項第二号の数値とした共同住宅等　単位住戸の特定共同住宅等建設工事業者基準一次エネルギー消費量を合計した数値

（新設）

3　前項第一号及び第二号の単位住戸の特定共同住宅等建設工事業者基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値とする。

$E_{ST}=\{(E_{SH}+E_{SC}+E_{SV}+E_{SL}+E_{SW})\times0.9+E_M\}\times10^{-3}$

4　第三条第一項及び第二項の規定は、第二項第一号の共用部分の特定共同住宅等建設工事業者基準一次エネルギー消費量について準用する。この場合において、同条第一項中「$E_{ST}=\{(E_{SAC}+E_{SV}+E_{SL}+E_{SW}+E_{SEV})\times B+E_M\}\times10^{-3}$」とあるのは「$E_{ST}=\{(E_{SAC}+E_{SV}+E_{SL}+E_{SW}+E_{SEV})\times0.9+E_M\}\times10^{-3}$」とする。

（新設）